別紙１

**八雲町健康増進計画の概要について**

* 本計画は、「健康増進法」第８条第２項の規定に基づく市町村健康増進計画です。
* 八雲町健康増進計画は、行政の計画としてだけではなく、「町民一人ひとりや地域団体等の関係機関がお互いに協力し支えあって健康づくりに取り組み、心豊かに生活を楽しめる町を目指す」ために作成します。
* 第１期計画（H27年度～令和６年度）の最終年にあたることから、最終評価及び次期計画の策定を今年度に行います。
* 国の「健康日本21（第３次）」や北海道の「すこやか北海道21」と整合を図ります。
* 本計画は、行政計画のみならず、健康づくりの主役である一人ひとりの住民や、ともに支え、行動する地域団体、ボランティア・ＮＰＯ、企業、商店、関係機関等の指針ともなるものです。
* 町における本計画の位置付けは、町総合計画の分野計画であり、関連する特定健康診査等実施計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に加え、その他の市町村健康増進計画と関連する医療・障がい者・教育分野等の計画及び方針との整合を図ります。
* 本計画は、食育推進に係る施策が含まれることから、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置付け、一体的に計画を策定します。
* この計画の期間は、令和７年度から令和18年度までの12年間を予定しています。

◎計画の位置付け

